

令和5年度
わかやまデジタル革命推進プロジェクト（デジタル経営推進）事業
和歌山県デジタル経営診断実施・分析業務に係る
企画提案プロポーザル実施要領

1 趣旨

昨今、データやデジタル技術を活用してこれまでにないビジネスモデルを展開する新規参入者が登場し、あらゆる産業においてゲームチェンジが起きつつあり、各企業は、競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（DX）をスピーディーに進めていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う接触回避や移動制限などの制約により、各企業は従来のビジネス様式を大きく変化させられ、デジタル技術の活用（以下「デジタル化」という。）を強く求められている。

こうした社会の変化を踏まえ、県内事業者が自社のデジタル化状況を把握し、デジタル化や企業変革の必要性を認識することで、今後のDXの推進方針を認識する機会を提供するため、和歌山県として県内事業者に対し、デジタル経営診断を実施する。

本委託業務では、県内事業者を対象としたデジタル経営診断を実施し、その診断結果の集約・分析を行う。

本委託業務には、デジタル経営診断する体制を構築・実施し、集計した結果を分析する高度かつ専門的なノウハウを必要とするため、企画提案を募集し、企画提案プロポーザル（以下「企画プロポ」という。）を実施したうえで委託事業者を選定する。

2 事業内容

(1) 委託業務名

令和5年度和歌山県デジタル経営診断実施・分析業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予算上限額

金5,258,000円（うち消費税及び地方消費税の額478,000円を含む）

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 委託事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

4 委託事業者選定方法

(1) 上記3に合致する者を選定するため、企画プロポを実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。

(2) 採用となった企画提案については、必要に応じて、内容を変更する場合がある。

提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい提案を行った者を委託予

定事業者として選定する。

- (3) 4(2)で選定された者と契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議を行うこととする。

5 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び都道府県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

6 参加対象資格に係る提出書類

- (1) 企画プロポ参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

ア 提案者の概要書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 役員等に関する調書（様式3）

エ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

オ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票

カ 印鑑登録証明書

キ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

ク 本社又は本店の所在地、個人にあっては住所地の都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）

- (2) 提出書類の留意事項

ア 正本1部を郵送により提出すること。

イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・イベント）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入

札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより(1)のウ～クの提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限

令和5年4月14日（金）まで

7 企画プロポ提案書等の提出

(1) 企画プロポ参加者は、「企画提案書（様式任意）」を別途指定する電子媒体により提出すること。

(2) 見積書を別途指定する電子媒体により提出すること。なお、様式は任意とするが、少なくとも次のア～ウを明記されているものであること。

ア 内訳として仕様書に定められた経費を記載

イ あて先「和歌山県知事 岸本 周平」

ウ 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載

※見積額が上記2(3)の予算上限額を超えた場合は失格とする。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 企画提案書・見積書提出期限

令和5年4月14日（金）12：00まで

8 企画プロポ

(1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション（20分のプレゼンテーション及び10分の質疑応答）により審査を行う。プレゼンテーションは、WEB会議システムまたは対面により行い、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。審査は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。

(2) 実施日

令和5年4月19日（水）午後 ※時間等は、別途通知します。

(3) 審査結果についての通知

採用・不採用にかかわらず、書面等により通知します。

(4) 注意事項

企画提案書等の書類の受付期間内に提出した資料のみを用いてプレゼンテーションを実施すること。

9 その他特記事項

(1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

(2) コンペ参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。

(4) 業務上発生する未確認事項については、別途、和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課の担当者と協議すること。

10 各関係書類提出場所

和歌山県商工観光労働部 企業政策局 企業振興課 経営支援班（県庁本館2階）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
電話：073-441-2760
FAX：073-424-1199
E-mail：e0610001@pref.wakayama.lg.jp
担当：矢野、露久志、井汲

11 スケジュール **再掲**

(1) 企画プロポ参加表明書及び質問票の提出期限 ※メールで提出

令和5年3月30日（木） 17:00まで

(2) 企画プロポ提案書 ※メールで提出

令和5年4月14日（金） 12:00まで

(3) 見積書及び参加対象資格に係る書類の提出期限

令和5年4月14日（金） まで

(4) 企画プロポ

令和5年4月19日（水）午後 ※時間は追って通知します。